

医療制度をご存知ですか？

小郡市では、乳幼児・ひとり親家庭等・重度障害者医療の対象者は、医療費のうち自己負担金を除いた額を助成しています。各医療制度の対象者は、次のとおりです。
助成の対象となるのは、申請日からですので、該当される人は、早めに申請をしてください。（申請がないと助成されませんので、ご注意ください）

乳幼児医療

- ▼対象者 市内に住所がある人
- 就学前の人 健康保険に入
している人 生活保護法による
保護を受けていない人 保護者
の所得額が一定額を超えない人
- ▼自己負担金 3歳以上の人
通院の場合、1月・1医療機関あ
たり600円 入院の場合、1
日500円（月7日を限度）
- ▼申請手続きに必要なもの 健
康保険証 印鑑 保護者の前年
の所得額がわかるもの（3歳以
上の場合のみ）
- 出生から30日以内の申請ですと
出生日から対象、それを過ぎる
と申請月からの対象となります。

- ▼ひとり親家庭等医療
- ▼対象者 市内に住所がある人
健康保険に加入している人
生活保護法による保護を受けて
いない人 本人又は扶養義務者
の所得額が一定額を超えない人
次のいずれかに該当する人
父子家庭の父及び18歳までの児
童
- ▼自己負担金 3歳までの児童
及び18歳までの児童
- ・配偶者が重度の障害をもつてい
るため、扶養を受けられない人
・配偶者が海外にいるため、扶養を受
けられない人及び18歳までの児童
- ・配偶者から遺棄されている人及
び18歳までの児童
- ・配偶者が法令により拘禁され
いるため、扶養を受けられない
人及び18歳までの児童

- ▼重度障害者医療
- ▼対象者 市内に住所がある人
健康保険に加入している人
生活保護法による保護を受けて
いない人 本人又は扶養義務者
の所得額が一定額を超えない人
父子家庭の父及び18歳までの児
童
- ▼自己負担金 通院の場合、1
月・1医療機関あたり800
円 入院の場合、1日500円（月
7日を限度）
- ・配偶者が法令により拘禁され
いるため、扶養を受けられない
人及び18歳までの児童
- ・配偶者から遺棄されている人及
び18歳までの児童
- ・配偶者が法令により拘禁され
いるため、扶養を受けられない
人及び18歳までの児童

- ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳A（判定書でもよい）
- ・身体障害者手帳3級かつ療育手
帳B1

- ▼自己負担金 通院の場合、1
月・1医療機関あたり500円
（月20日を限度） 健康保険から交
付された限度額適用認定証等
(低所得区分)がある場合は、さ
らに減額されます。

- ▼申請手続きに必要なもの 健
康保険証 印鑑 障害者手帳等
所得証明書

- 各医療証の使用について
病院に受診の際、健康保険証と
ともに提出してください。ただし、
福岡県外の医療機関では使えませ
んので、領収書等をお持ちの上、
市役所で払い戻しの手続きをして
ください。
- また、入院時の食事代、差額
ベッド代などの健康保険適用外の
ものは除きます。